当医院からのご案内

当医院は、以下の施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方(支)局に届出を行っています。

■歯科初診料の注１に規定する基準

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた常勤の歯科医師及びスタッフがおります。

■地域医療連携体制加算

当院では、医科・歯科を問わず地域の医療機関との連携体制を整えております。
必要に応じて、紹介や逆紹介を適切に行い、継続的かつ包括的な医療の提供に努めています。紹介先との連携内容の記録・管理体制も整備されています。

■歯科訪問診療料の注15に規定する基準

在宅で療養している患者さんへの診療を行っています。

■クラウン・ブリッジの維持管理

装着した冠（かぶせ物）やブリッジについて、2年間の維持管理を行っています。

■CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー

CAD/CAMと呼ばれるコンピュータ支援設計・製造ユニットを用いて製作される冠やインレー（かぶせ物、 詰め物）を用いて治療を行っています。

■酸素の購入単価

前年の１月から１２月までに購入した酸素の対価及び容積の届出を行っています。

■歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

医療現場で働く方々のベースアップを行うことで、人材を確保し、良質な医療提供を持続させるための取り組みです。令和 6 年の 6 月以降、患者さまの診療費のご負担が上がる場合がありますが、医療現場で働く方々のベースアップにすべて充てられますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

■歯科技工所ベースアップ支援料

歯科技工士の処遇改善を目的とした体制整備を行っています。

■電子的歯科診療情報連携体制整備加算２

当院では、医療のデジタル化（DX）を通じて、患者様へより質の高い歯科医療をご提供する体制を整えております。マイナ保険証を利用したオンライン資格確認により、患者様のお薬の履歴や健診情報を正確に把握し、日々の安全な診療に役立てております。なお、お会計の際には、診療費の詳細が分かる明細書を無料で発行しております。

■歯科口腔リハビリテーション科２

顎関節症の患者さんに、顎関節治療用装置を製作し、指導や訓練を行っています。

山本歯科医院　管理者(院長)：山本 健斗